

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人スズエ国際特許事務所  様  あて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門一丁目12番9号 スズエ・アンド・スズエビル	PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]
発送日 （日.月.年） 26. 11. 2019	

出願人又は代理人 の書類記号 180297W001	今後の手続については、下記2を参照すること。
------------------------------	------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2019/035582	国際出願日 （日.月.年） 10. 09. 2019	優先日 （日.月.年） 30. 11. 2018
-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

国際特許分類（IPC） Int.Cl. H05K1/02(2006.01)i

出願人（氏名又は名称）  
 株式会社ジャパンディスプレイ

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日  
 14. 11. 2019

名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 原田 貴志 電話番号 03-3581-1101 内線 3551	5D 4690
-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	---------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4, 5, 7-12	有
	請求項	1-3, 6	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-12	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1: JP 2009-76663 A (スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー) 2009. 04. 09, 段落[0024]-[0041], 図 2  
& WO 2009/038950 A2, 第 5 頁 24 行-第 11 頁 9 行, 図 2
- 文献 2: US 2016/0293571 A1 (SAMSUNG DISPLAY CO., LTD.) 2016. 10. 06, 段落[0121]-[0163], 図 6-8 & KR 10-2016-0118459 A
- 文献 3: US 9391286 B1 (SAMSUNG DISPLAY CO., LTD.) 2016. 07. 12, 第 3 欄第 48 行-第 4 欄第 22 行, 図 2 & US 2016/0211471 A1 & KR 10-2016-0088523 A
- 文献 4: US 8207473 B2 (IMEC) 2012. 06. 26, 第 7 欄第 14 行-第 8 欄第 25 行, 図 5 (ファミリーなし)

請求項 1-3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より、新規性・進歩性を有しない。

文献 1 には、可撓性の基材 12 (絶縁基材) と、基材 12 の一方の面側に設けられた複数の回路体 14 (配線) とを備え、基材 12 は、薄膜化された薄肉部 32 (第 1 領域) と、薄肉部 32 より膜厚が大きい第 1 部分 22 及び第 2 部分 24 (第 2 領域) とを有し、薄肉部 32 は第 3 表面 36 (第 1 下面) を有し、第 1 部分 22 及び第 2 部分 24 は第 2 表面 28 (第 2 下面) を有し、第 3 表面 36 と第 2 表面 28 は、基材 12 の回路体 14 が設けられた面側と反対側の面側に形成され、第 3 表面 36 は、第 2 表面 28 にかけて傾斜した側壁 38 (傾斜部) を有するフレキシブル基板の発明が記載されている。

さらに、文献 1 の段落[0030]には、薄肉部 32 の厚みを 5 μm 以上とすることが記載されており、段落[0041]には、基材 12 の回路体 14 が設けられていない面に補強板 (支持フィルム) を取り付けることが記載されている。

してみれば、この出願の請求項 1-3 に係る発明を特定するための事項と、文献 1 に記載の発明を特定するための事項との間に差異はない。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 2 より、進歩性を有しない。

フレキシブル基板において、2 つの開口とその間に線部を含む構造とすることは、例えば文献 2 に記載されるように、周知技術であり、文献 1 に記載の発明において、当該周知技術を採用することは、当業者であれば容易に想到し得るものである。そして、2 つの開口の形状をどのようにするかは設計的な事項である。

よって、この出願の請求項 4 に係る発明は、文献 1 に記載の発明に基づき、例えば、文献 2 に記載の周知技術を勘案することで、当業者が容易に発明することができたものである。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 3 より、進歩性を有しない。

フレキシブル基板において、複数の波形の部分の互いに交差する方向に延出させることは、例えば文献 3 に記載されるように、周知技術であり、文献 1 に記載の発明において、当該周知技術を採用することは、当業者であれば容易に想到し得るものである。

よって、この出願の請求項 5 に係る発明は、文献 1 に記載の発明に基づき、例えば、文献 3 に記載の周知技術を勘案することで、当業者が容易に発明することができたものである。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 より、新規性・進歩性を有しない。

文献 4 には、可撓性の絶縁基材と、絶縁基材に設けられた複数の導電層 12 (配線) とを備え、絶縁基材は、断面形状において上面と、下面と、前記上面と前記下面とをつなぐ第 1 側面及び第 2 側面がテーパ状であるフレキシブル基板の発明が記載されている。

してみれば、この出願の請求項 6 に係る発明を特定するための事項と、文献 4 に記載の発明を特定するための事項との間に差異はない。

請求項 7, 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 より、進歩性を有しない。

文献 4 に記載の発明において、上面と下面のいずれの幅を小さくするかは設計的な事項である。

よって、この出願の請求項 7, 8 に係る発明は、文献 4 に記載の発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 3, 4 より、進歩性を有しない。

フレキシブル基板において、複数の波形の部分の互いに交差する方向に延出させることは、例えば文献 3 に記載されるように、周知技術であり、文献 4 に記載の発明において、当該周知技術を採用することは、当業者であれば容易に想到し得るものである。

よって、この出願の請求項 9 に係る発明は、文献 4 に記載の発明に基づき、例えば、文献 3 に記載の周知技術を勘案することで、当業者が容易に発明することができたものである。

請求項 10-12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より、進歩性を有しない。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## A. 請求項 10 について

文献 2 には、可撓性の絶縁基材と、絶縁基材に設けられた複数の配線とを備え、絶縁基材は、平面視で、第 1 接続ロッド 245 (第 1 線部) と、第 1 接続ロッド 245 と交差する第 2 接続ロッド 255 (第 2 線部) と、第 1 接続ロッド 245 及び第 2 接続ロッド 255 と交差する第 2 サブヒンジ 250 (第 3 線部) とを有するフレキシブル基板の発明が記載されている。

さらに、文献 2 には、第 1 接続ロッド 245 と第 2 接続ロッド 255 とが交差する交差部の内側に応力緩和溝 252 (第 1 切り欠き部) と、第 2 接続ロッド 255 と第 2 サブヒンジ 250 とが交差する交差部の内側に応力緩和溝 252 (第 3 切り欠き部) を備えることが記載されている。

一方、文献 2 に記載の発明は、第 1 接続ロッド 245 と第 2 接続ロッド 255 とが交差する交差部の外側に第 2 切り欠き部を有することが特定されていない点で、この出願の上記請求項に係る発明と相違する。

しかしながら、文献 2 に記載の発明において、より応力を緩和するために、応力緩和溝を交差部の外側にも設けることで、上記相違点に係る構成をなすことは、当業者が容易に想到し得たものである。

## B. 請求項 11, 12 について

文献 2 に記載の発明において、第 1 接続ロッド 245, 第 2 接続ロッド 255 及び第 2 サブヒンジ 250 の交差する角度をどのようにするかや、開口の具体的な形状をどのようにするかは設計的な事項である。

よって、この出願の請求項 10-12 に係る発明は、文献 2 に記載の発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。